最終更新日：2023 年 12 月 25 日

書名：これだけマスター　2 級管工事施工管理技士
発行：2022 年 8 月 20 日　第 1 版第 1 刷発行
　　2023 年 5 月 25 日　第 1 版第 2 刷発行
　　2023 年 12 月 10 日　第 1 版第 3 刷発行
ISBN：978-4-274-22902-2

■第 1 刷正誤表

頁	該当箇所	正誤内容	
		誤	正
8	表 1・3 一酸化炭素の含有率	0.001%（10 ppm）以下	0.0006%（6 ppm）以下
	表 1・3 温　度	17～28℃	18～28℃
61	12 行目	$V=\dfrac{3\,600q_S}{C_p\cdot\rho\cdot\Delta t}$	$V=\dfrac{3\,600q_S}{C_p\cdot\rho\cdot\Delta t}=3\,000\times\dfrac{q_S}{\Delta t}$
62	2 行目	$\fallingdotseq 0.28\cdot V\cdot\rho\cdot(h_3-h_4)$	$\fallingdotseq 0.28\cdot V\cdot\rho\cdot(h_3-h_4)\fallingdotseq 0.33\cdot V\cdot(h_3-h_4)$
	3 行目	q_C：冷却コイル容量〔W〕	q_C：冷却コイル容量〔W〕，ρ：空気の密度（≒ 1.2）〔kg/m^3〕
	下から 9 行目	$q_h=0.28\cdot V\cdot\rho\cdot(h_4-h_3)$	$q_h=0.28\cdot V\cdot\rho\cdot(h_4-h_3)\fallingdotseq 0.33\cdot V\cdot(h_4-h_3)$
	下から 8 行目	q_h：加熱コイル容量〔W〕	q_h：加熱コイル容量〔W〕，ρ：空気の密度（≒ 1.2）〔kg/m^3〕
	下から 4 行目	$L=\rho\cdot V\cdot(x_5-x_4)$	$L=\rho\cdot V\cdot(x_5-x_4)=1.2$
	下から 1 行目	加熱コイル出口空気	設計用外気
77	下から 7 行目	注意が必要である．	注意が必要である（成績係数：機器のエネルギー効率）．
78	必ず覚えよう ❸	蒸気暖房に比べて小さくなる．	蒸気暖房に比べて大きくなる．
86	2 行目	α：有効開口率	α：有効開口率（ドア 0.35）
89–93	問題①～⑩ 表題	換気・排煙設備	換気
89	問題②　解説	“80 cm 以内”を削除．“h（天井高）”を“H（天井高）”に．“$\dfrac{h}{2}$ 以下”を“$\dfrac{H}{2}$ 以下”に 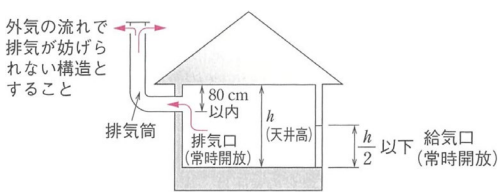	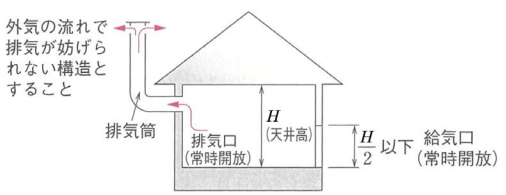
90	問題③	解答▶(2)	解答▶(3)

91	問題⑥ 解説	(2) 局所換気は,	(4) 局所換気は,
		解答▶(2)	解答▶(4)
97	13 行目	急速混和池およびフロック形成池の総称	**急速混和池およびフロック形成池の総称** ※色太字に
100	7 行目	終末処理場	**終末処理場** ※色太字に
102	図 5・3 汚水桝（インバート桝）	右図のように修正 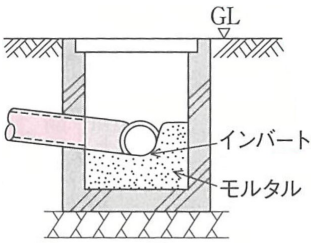 断面図	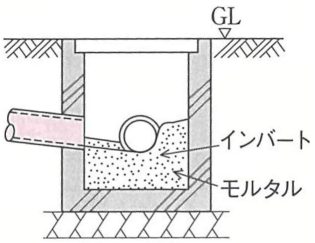 断面図
126	図 5・20	右図のように修正 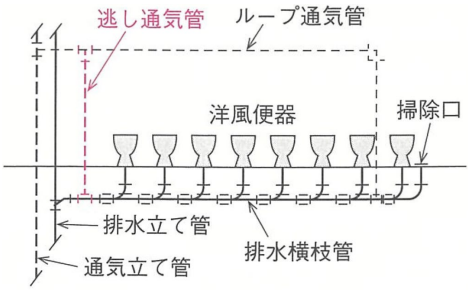 図 5・20 逃し通気管の取り方	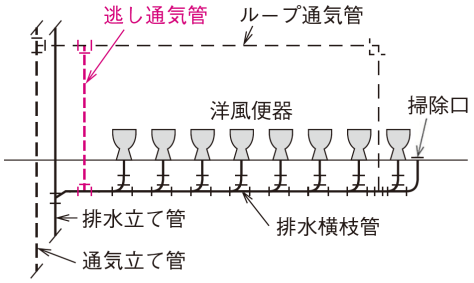 図 5・20 逃し通気管の取り方
138	下から 2 行目	10 kg, 20 kg および 50 kg 容器	**10 kg, 20 kg および 50 kg 容器** ※色太字に
	下から 1 行目	火気の 2 m 以内	火気の **2 m 以内** ※色太字に
149	下から 2 行目	熱媒水の補給が必要である.	熱媒水の補給は不要である.
153	表 6・1	種　類 静圧〔mmAq〕	種　類 静圧〔Pa〕
		シロッコファン 10 ～ 10 000	シロッコファン 100 ～ 1 000
		リミットロードファン 20 ～ 1 500	リミットロードファン 500 ～ 2 000
		ターボファン 20 ～ 2 500	ターボファン 1 250 ～ 3 000
		プロペラファン 0 ～ 2 000	プロペラファン 0 ～ 600
	図 6・7	圧　力〔mmAq〕	圧　力〔Pa〕
156	11 行目	露店温度以上とし,	露点温度以上とし,
176	表 6・5 ファンコイルユニット	形式・型番	**形式・型番** ※色太字に
205	16 行目 19 行目	吊り上げ荷重が 1 t 以上未満の	吊り上げ荷重が 1 t 未満の

210	7 行目	上がりこう配（1/30 ～ 1/100）	上がりこう配（1/50 ～ 1/100）
214	図 7・29	右図のように修正 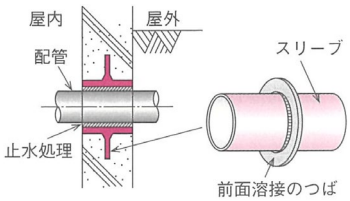 図 7・29　つば付きスリーブ	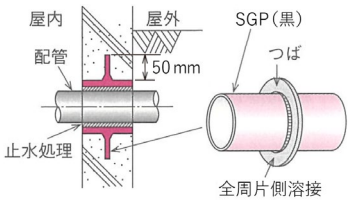 図 7・29　つば付きスリーブ
222	下から 1 行目	吐出弁を全開後,	吐出弁を全閉後,
263	13 行目	書類は 3 年間保存しなければならない	書類は 5 年間保存しなければならない
267	下から 9 行目	［建築基準法施行令第 2 条第三号］	［建築基準法施行令第 1 条第三号］
269	8 行目	（建築基準法施行令第 113 条）	（建築基準法第 26 条・同施行令第 113 条）
270	下から 3 行目	［建築基準法施行令第 22 条の 2］	［建築基準法第 29 条・同施行令第 22 条の 2］
272	9 行目	②　給気口は，居室の天井の高さの 1/2 以下に設け，排気口は，天井または天井から下方 80 cm 以内の高さに設け，常時開放された構造とする．	②　給気口は，居室の天井の高さの 1/2 以下に設け，常時開放された構造とする．**排気口**は，**給気口より高い位置**に設け，常時開放された構造とし，排気筒の立上りに直結する．　※太字は色太字に
	図 8・4	右図のように修正 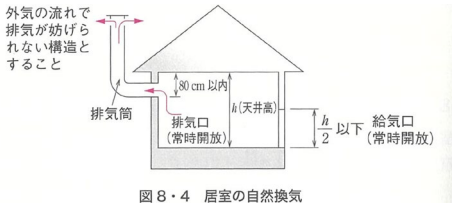 図 8・4　居室の自然換気	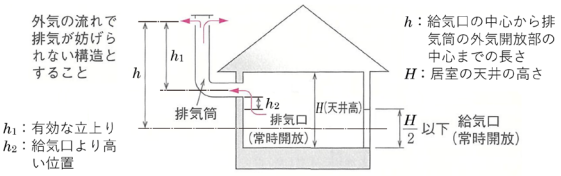 図 8・4　居室の自然換気
273	4 行目	［建築基準法施行令第 129 条の 2 の 7］	［建築基準法施行令第 129 条の 2 の 6］
	6 行目	［建築基準法施行令第 126 条の 2］	［建築基準法施行令第 116 条の 2 第 2 項・第 126 条の 2］
	下から 2 行目	［建築基準法施行令第 26 条の 2］	［建築基準法施行令第 126 条の 2］
278	問題⑤ 解説 2 行目	建築基準法第 129 条の 2 の 5 第 3 項第四号	建築基準法第 129 条の 2 の 4 第 3 項第四号
	問題⑥（1）	おおむね 100 万分の 10 以下とする．	おおむね 100 万分の 6 以下とする．
	問題⑥ 解説 1 行目	［建築基準法施行令第 129 条の 2 の 6 第 3 項（換気設備）］	［建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5 第 3 項（換気設備）］　※環境省の基準改定により令和 5 年度の建築基準法改正から一部数値が変更となっている．詳細は p. 8，表 1・3 室内環境基準を参照のこと．
279	表 8・6 許可の範囲	許可を必要としない政令で定める軽微な建築工事	許可を必要としない政令で定める軽微な建築工事［同施行令第 1 条の 2］
	12 行目	建設業の許可に関しては，表 8・7 に示すように，都道府県知事と国土交通大臣による許可と，特定建設業と一般建設業の許可に分かれている．	建設業の許可に関しては，都道府県知事と国土交通大臣による許可と，表 8・7 に示すように特定建設業と一般建設業の許可に分かれている．
	表 8・7 内　容	元請業者となったときに 4,000 万円（建築一式工事にあっては，6,000 万円）以上	元請業者となったときに 4,500 万円（建築一式工事にあっては，7,000 万円）以上

281	8 行目	建築一式工事の場合は 7,000 万円以上で，その他の工事の場合は 3,500 万円以上	建築一式工事の場合は 8,000 万円以上で，その他の工事の場合は 4,000 万円以上
283	必ず覚えよう ❹	（管工事では 4,000 万円以上）	（管工事では 4,500 万円以上）
	下から 4 行目	建設業法第 26 条の 3 第 2 項	建設業法第 26 条の 4 第 2 項
284	問題③	(2) 請負代金の額が 3,500 万円未満の	(2) 請負代金の額が 4,000 万円未満の
285	問題④	(4) 4,000 万円以上の下請契約を	(4) 4,500 万円以上の下請契約を
	問題⑤ 4 行目	4,000 万円以上となる下請契約を	4,500 万円以上となる下請契約を
	問題⑤ 解説 1 行目	(4) 4,000 万円以上となる下請契約を	(4) 4,500 万円以上となる下請契約を
		また，4,000 万円以上を下請契約する場合は	また，4,500 万円以上を下請契約する場合は
	マスターPoint	下請契約が 4,000 万円未満の場合は	下請契約が 4,500 万円未満の場合は
291	10 行目	［法第 2 条第 1 項，令第 1 条］	［法第 2 条第 1 項，令第 1 条（別表第一より抜粋）］
	下から 5 行目	［法第 2 条第 3 項，令第 2 条］	［法第 2 条第 3 項，令第 2 条（別表第二）］
	下から 3 行目	政令で定めている（表 8・10）.	政令で定めている（表 8・10）. ※ただし，作業開始日に終わる場合を除く.
293	15 行目	［法第 5 条］	［法第 5 条・第 9 条］
294	下から 3 行目	（マニフェスト）	（マニフェスト）［法第 12 条の 3，規則第 8 条の 26・28］
296	10 行目	※プラスチックは含まれない.	※プラスチックとアルミニウムは含まれない.
384	〈著者略歴〉 山田信亮	株式会社圜紀彦建築設計事務所	株式会社圜紀彦建築設計事務所　顧問
	〈著者略歴〉 今野祐二	専門学校東京テクニカルレッジ	専門学校東京テクニカルカレッジ

■第 2 刷正誤表

頁	該当箇所	正誤内容	
		誤	正
8	表 1・3 一酸化炭素の含有率	0.001%（10 ppm）以下	0.0006%（6 ppm）以下
	表 1・3 温　度	17～28℃	18～28℃
61	12 行目	$V=\frac{3\,600q_S}{C_p\cdot\rho\cdot\Delta t}$	$V=\frac{3\,600q_S}{C_p\cdot\rho\cdot\Delta t}=3\,000\times\frac{q_S}{\Delta t}$

62	2 行目	$\fallingdotseq 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_3 - h_4)$	$\fallingdotseq 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_3 - h_4) \fallingdotseq 0.33 \cdot V \cdot (h_3 - h_4)$
	3 行目	q_C：冷却コイル容量〔W〕	q_C：冷却コイル容量〔W〕，ρ：空気の密度（$\fallingdotseq 1.2$）〔kg/m³〕
	下から 9 行目	$q_h = 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_4 - h_3)$	$q_h = 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_4 - h_3) \fallingdotseq 0.33 \cdot V \cdot (h_4 - h_3)$
	下から 8 行目	q_h：加熱コイル容量〔W〕	q_h：加熱コイル容量〔W〕，ρ：空気の密度（$\fallingdotseq 1.2$）〔kg/m³〕
	下から 4 行目	$L = \rho \cdot V \cdot (x_5 - x_4)$	$L = \rho \cdot V \cdot (x_5 - x_4) = 1.2$
	下から 1 行目	加熱コイル出口空気	設計用外気
77	下から 7 行目	注意が必要である．	注意が必要である（成績係数：機器のエネルギー効率）．
78	必ず覚えよう ❸	蒸気暖房に比べて小さくなる．	蒸気暖房に比べて大きくなる．
86	2 行目	α：有効開口率	α：有効開口率（ドア 0.35）
89–93	問題①〜⑩ 表題	換気・排煙設備	換気
89	問題② 解説	“80 cm 以内”を削除．“h（天井高）”を“H(天井高)”に．“$\frac{h}{2}$ 以下”を“$\frac{H}{2}$ 以下”に 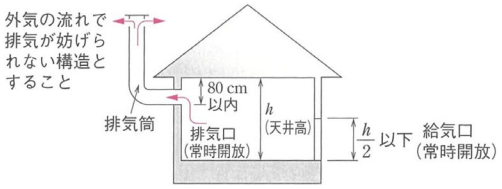	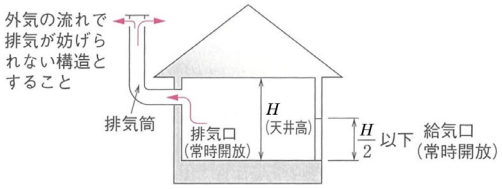
97	13 行目	急速混和池およびフロック形成池の総称	**急速混和池およびフロック形成池の総称** ※色太字に
100	7 行目	終末処理場	**終末処理場** ※色太字に
126	図 5・20	右図のように修正 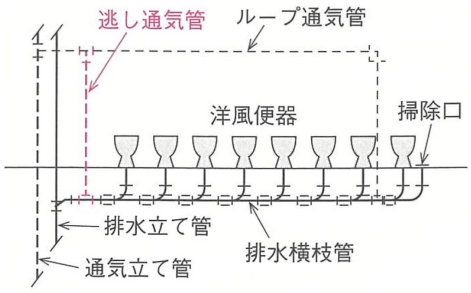 図 5・20　逃し通気管の取り方	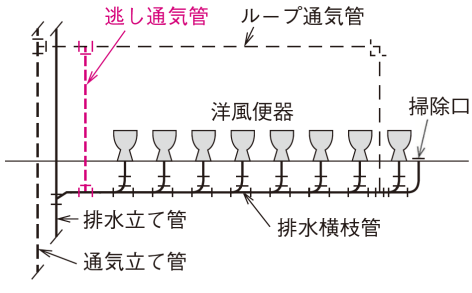 図 5・20　逃し通気管の取り方
138	下から 2 行目	10 kg，20 kg および 50 kg 容器	**10 kg，20 kg および 50 kg 容器** ※色太字に
	下から 1 行目	火気の 2 m 以内	火気の **2 m 以内** ※色太字に

153	表 6・1	種　類 静圧〔mmAq〕	種　類 静圧〔Pa〕
		シロッコファン 10 ～ 10 000	シロッコファン 100 ～ 1 000
		リミットロードファン 20 ～ 1 500	リミットロードファン 500 ～ 2 000
		ターボファン 20 ～ 2 500	ターボファン 1 250 ～ 3 000
		プロペラファン 0 ～ 2 000	プロペラファン 0 ～ 600
	図 6・7	圧　力〔mmAq〕	圧　力〔Pa〕
176	表 6・5 ファンコイル ユニット	形式・型番	**形式・型番**　※色太字に
210	7 行目	上がりこう配（1/30 ～ 1/100）	上がりこう配（1/50 ～ 1/100）
214	図 7・29	右図のように修正 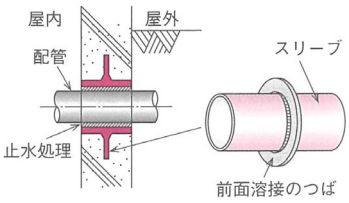 図 7・29　つば付きスリーブ	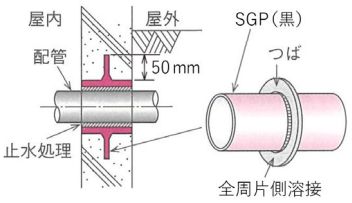 図 7・29　つば付きスリーブ
263	13 行目	書類は 3 年間保存しなければならない	書類は 5 年間保存しなければならない
267	下から 9 行目	［建築基準法施行令第 2 条第三号］	［建築基準法施行令第 1 条第三号］
269	8 行目	（建築基準法施行令第 113 条）	（建築基準法第 26 条・同施行令第 113 条）
270	下から 3 行目	［建築基準法施行令第 22 条の 2］	［建築基準法第 29 条・同施行令第 22 条の 2］
272	9 行目	②　給気口は，居室の天井の高さの 1/2 以下に設け，排気口は，天井または天井から下方 80 cm 以内の高さに設け，常時開放された構造とする．	②　給気口は，居室の天井の高さの 1/2 以下に設け，常時開放された構造とする．**排気口は，給気口より高い位置**に設け，常時開放された構造とし，排気筒の立上りに直結する．　※太字は色太字に
	図 8・4	右図のように修正 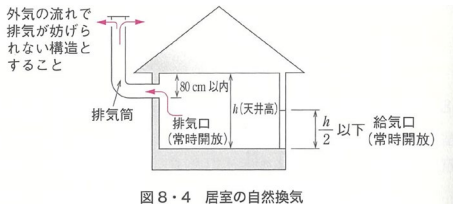 図 8・4　居室の自然換気	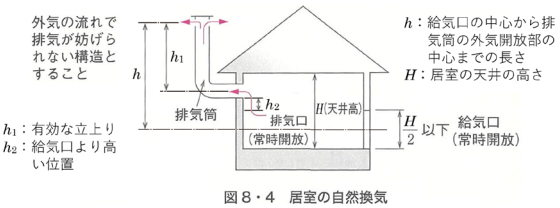 図 8・4　居室の自然換気
273	4 行目	［建築基準法施行令第 129 条の 2 の 7］	［建築基準法施行令第 129 条の 2 の 6］
	6 行目	［建築基準法施行令第 126 条の 2］	［建築基準法施行令第 116 条の 2 第 2 項・第 126 条の 2］
	下から 2 行目	［建築基準法施行令第 26 条の 2］	［建築基準法施行令第 126 条の 2］

278	問題⑤ 解説 2 行目	建築基準法第 129 条の 2 の 5 第 3 項第四号	建築基準法第 129 条の 2 の 4 第 3 項第四号
	問題⑥（1）	おおむね 100 万分の 10 以下とする.	おおむね 100 万分の 6 以下とする.
	問題⑥ 解説 1 行目	［建築基準法施行令第 129 条の 2 の 6 第 3 項（換気設備）］	［建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5 第 3 項（換気設備）］ ※環境省の基準改定により令和 5 年度の建築基準法改正から一部数値が変更となっている．詳細は p. 8，表 1・3 室内環境基準を参照のこと.
279	表 8・6 許可の範囲	許可を必要としない政令で定める軽微な建築工事	許可を必要としない政令で定める軽微な建築工事［同施行令第 1 条の 2］
	12 行目	建設業の許可に関しては，表 8・7 に示すように，都道府県知事と国土交通大臣による許可と，特定建設業と一般建設業の許可に分かれている.	建設業の許可に関しては，都道府県知事と国土交通大臣による許可と，表 8・7 に示すように特定建設業と一般建設業の許可に分かれている.
	表 8・7 内　容	元請業者となったときに 4,000 万円（建築一式工事にあっては，6,000 万円）以上	元請業者となったときに 4,500 万円（建築一式工事にあっては，7,000 万円）以上
281	8 行目	建築一式工事の場合は 7,000 万円以上で，その他の工事の場合は 3,500 万円以上	建築一式工事の場合は 8,000 万円以上で，その他の工事の場合は 4,000 万円以上
283	必ず覚えよう ❹	（管工事では 4,000 万円以上）	（管工事では 4,500 万円以上）
	下から 4 行目	建設業法第 26 条の 3 第 2 項	建設業法第 26 条の 4 第 2 項
284	問題③	(2) 請負代金の額が 3,500 万円未満の	(2) 請負代金の額が 4,000 万円未満の
285	問題④	(4) 4,000 万円以上の下請契約を	(4) 4,500 万円以上の下請契約を
	問題⑤ 4 行目	4,000 万円以上となる下請契約を	4,500 万円以上となる下請契約を
	問題⑤ 解説 1 行目	(4) 4,000 万円以上となる下請契約を	(4) 4,500 万円以上となる下請契約を
		また，4,000 万円以上を下請契約する場合は	また，4,500 万円以上を下請契約する場合は
	マスターPoint	下請契約が 4,000 万円未満の場合は	下請契約が 4,500 万円未満の場合は
291	10 行目	［法第 2 条第 1 項，令第 1 条］	［法第 2 条第 1 項，令第 1 条（別表第一より抜粋）］
	下から 5 行目	［法第 2 条第 3 項，令第 2 条］	［法第 2 条第 3 項，令第 2 条（別表第二）］
	下から 3 行目	政令で定めている（表 8・10）.	政令で定めている（表 8・10）. ※ただし，作業開始日に終わる場合を除く.
293	15 行目	［法第 5 条］	［法第 5 条・第 9 条］
294	下から 3 行目	（マニフェスト）	（マニフェスト）［法第 12 条の 3，規則第 8 条の 26・28］
296	10 行目	※プラスチックは含まれない.	※プラスチックとアルミニウムは含まれない.
384	〈著者略歴〉 山田信亮	株式会社圜紀彦建築設計事務所	株式会社圜紀彦建築設計事務所　顧問
	〈著者略歴〉 今野祐二	専門学校東京テクニカルレッジ	専門学校東京テクニカルカレッジ

■第 3 刷正誤表

<table>
<tr><th rowspan="2">頁</th><th rowspan="2">該当箇所</th><th colspan="2">正誤内容</th></tr>
<tr><th>誤</th><th>正</th></tr>
<tr><td>126</td><td>図 5・20</td><td>右図のように修正
 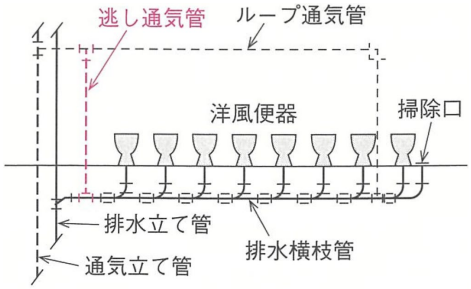

図 5・20　逃し通気管の取り方</td><td> 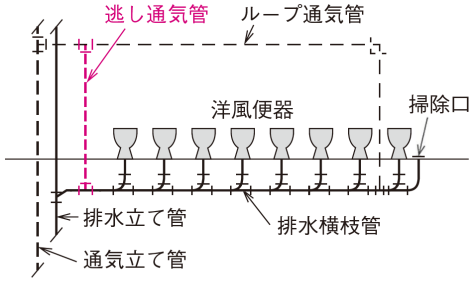

図 5・20　逃し通気管の取り方</td></tr>
<tr><td rowspan="2">384</td><td>〈著者略歴〉
山田信亮</td><td>株式会社團紀彦建築設計事務所</td><td>株式会社團紀彦建築設計事務所　顧問</td></tr>
<tr><td>〈著者略歴〉
今野祐二</td><td>専門学校東京テクニカルレッジ</td><td>専門学校東京テクニカルカレッジ</td></tr>
</table>